

○松山市里島定住促進施設条例

平成27年3月25日

条例第5号

(目的及び設置)

第1条 里島（本市の区域内において離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の地理的及び自然的特性を生かし、里島への定住及び里島と都市との地域間交流を促進することにより、里島の持続的な発展及び活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、松山市里島定住促進施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神浦定住促進施設	松山市神浦605番地1

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 使用許可を受けようとする者が里島の居住者であるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設（附属設備、備品等を含む。第13条において同じ。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡

し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用期間の制限)

第7条 施設は、別表第1に定める期間を超えて使用することができない。ただし、市長が施設の運営上支障がないと認めて再度使用許可をしたときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表第2に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(費用の負担)

第11条 使用者は、施設の使用に必要な光熱水費、通信費その他使用者が負担することが相当と認められる費用を負担しなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第6条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに、使用した施設を原状に復して、市長に返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設を損傷し、又は滅失した者は、市にその損害を賠償しなければならない。
ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年10月1日規則第68号により、平成27年12月1日から施行する。)

(準備行為)

2 使用許可の申請その他施設を運営するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

施設の名称	使用期間
神浦定住促進施設	1年間

別表第2（第8条関係）

施設の名称	区分	使用料（月額）
神浦定住促進施設	3DKタイプ	25,000円
	2DKタイプ	20,000円

備考 使用料には，合併処理浄化槽の清掃に要する費用を含むものとする。